

佐賀県人事委員会告示第 1 号

不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和 38 年佐賀県人事委員会規則第 4 号) 第 10 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公示の方法により送付する。

平成 25 年 4 月 9 日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

1 審査請求人の氏名

池田史郎、鶴道夫、砥川隆二、齋藤博、大坪晃、下村茂昭、石井忠彦、太田実、松本征彦、菅原義徳、寺田伸昭、土師進、向井勲、宮地映子、御厨俊雄、長尾実、古川勲、井口澄、梶原良治、富永清子、菖蒲貞敏、馬郡成治、原口実夫、内田義男、原明子、大野万寿代、石井純治、深川保、亀川秀俊、高木正人、片桐清子、立花文城、武藤忠資、渋谷敏明、馬渡道子、執行昌昭、池田ヨシコ、吉浦大吉、蒲原幹夫、大松敬二、三浦英夫、矢ヶ部清人、木下照真、廣津久信、江口康秀、大西淑子、中野登喜雄、細田道雄、小川邦親、於保貞光、大曲清之輔、田中之夫、板屋英之、重松芳郎、梅崎祐子、飯盛幸子、飯盛重利、梅崎節藏、古川誠哉、田中道雄、樋口久、土肥昌裕、池田嘉夫、毛利功、徳久直、香月才造、金子藤生、山口一成、酒見久二郎、岸川征一、松尾敬文、内川義隆、小松八郎、武藤和子、松尾忠義、戸畑精二、藤瀬光午、丸内喜一、坂井久之、兵動幸正、古川静雄、糸山貞臣、原伸夫、篠原龍雄、坂田里子、木島繁行、川崎龍起、中島喜臣子、辻浩、河野勝成、福田ツユ、原口龍夫、浦郷博彌、笹田政偉嗣、百武一雄、川久保佳代子、山口登、古賀健三、竹下勝、田中和義、東嶋昭彦、大塚実、八田吉秋、蒲原慶孝、石崎万寿子、徳永政一、渋谷洋平、吉田次郎、松田英志、松尾二男、十時薫、大庭忠雄、坂井保、田中三雄、北島正介、吉富為夫、星加重信、内田康夫、大坪隆一、土斐崎公一、森山周二、小柳直、古賀新二、石橋英俊、山崎淳一

郎、山田松男、千賀利夫、兵動傳次、高津志津子、植松茂雄、渡口勝介、福田浩、三宅玲子、千北達磨、北坂徹、四元和則、樋渡篤郎、江口安次、北原テツ子、大島正豊、梅崎弘一、山木十郎、川口洋一、香田速男、田丸登志夫、田中哲男、永富忠輔、赤司宅市、川本法水、宮田公子、田中久代、原口純邦、岡島賢一郎、宮地国善、勝見栄、白石義雄、久保田晃示、水野幸子、西岡安一郎、大塚肇、武藤安則、大島陽子、樋口猛、山田英子、大平春海、江口幸夫、今村美子、堀修造、村岡義一、森山太郎、小宮タカ子、馬上貞彦、井原俊郎、冨嶋弘太、高橋靖明、林マサヨ、福井久子、御厨スミ子、平田米子、森永イマ、向井麻利子、田中間多、嘉村榮子、坂井秀嘉、岸川滋代、森永修、林昭徳、糸山芳恵、八浪芙美子、久間博子、大森照子、黒田威裕、水田初代、江島恵子、久保洋子、杉野チエ子

2 公示事項

昭和 50 年 7 月 14 日付け又は昭和 52 年 9 月 29 日付けで受理した地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づく 1 に掲げる者の審査請求については、不利益処分についての不服申立てに関する規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 22 日付けで棄却する旨の決定をした。

当該決定書の写しは、当人事委員会において保管し、いつでもこれを交付するので、当該審査請求人は、当人事委員会に出頭の上、受領すること。